

ルポ 保育園

株式会社

職業としての保育2

連載……第3回

流出する 委託費の行方



小林美希

ちくま新書、『ルポ
保育格差』(二〇〇八
年、岩波書店) など。

こばやし・みき 一九七五年、茨城県生まれ。『エコノミスト』編集部を経て二〇〇七年よりフリーのジャーナリスト。著書に『ルポ正社員になりたい』(二〇〇七年、影書房)、『二〇〇七年日本労働ベンチマーク賞』、『ルポ正社員』の若者たち(二〇〇八年、岩波書店)、『ルポ職場流産』(二〇一一年、岩波書店)、『ルポ産ませない社会』(二〇一三年、河出書房新社)、『ルポ 保育崩壊』(二〇一五年、岩波新書)、『ルポ母子家庭』(二〇一五年、ちくま新書)、『ルポ 保育格差』(二〇〇八年、岩波書店) など。

世界 SEKAI 2019.11

大手株式会社への認可保育園を数カ月前に辞めた大崎京子さん(四〇代)は、「現場では保育士の資質なんて言っていない」と嘆く。一般企業で働いていたが、資格をとって三〇代半ばで保育士に転身した。最初は公立保育園で非常勤保育士として働いた。月給は一二万〜一五万円程度。生活は苦しく、正職員を希望していたが、公立には採用枠がなかった。正社員採用を求めて大手株式会社に転職した。配属された新規園では、京子さんと園長以外は全員二〇代前半。連日、夜一時まで残業した。

四年後、他の園に異動になるとともに主任に昇格。すぐに園長職の打診があったが自信がなく断った。主任として保育士の指導に当たっても、保育以前の問題ばかり。次々と保育園ができるため、人手不足で経験一年〜二年でリーダー役になるが、基本が身につけていない。本来は歩いて散歩ができる二歳児をまとめられず、バギーに乗せて出かける。保育士の重要な業務でもある園児個々の保育計画すら作っていない。主任になっても基本給二二万円に主任手当が一万円つくだけ。みなし残業代が残業一五時間に対し三万円つき、月収は約二六万円。ボーナスは基本給一カ月分が夏と冬に支給されるが、昨年の年収は約三五〇万円程度でしかなかった。働く理由は給与が全てではないが、あまりに割りが合わない。

「会社の方針は、補助金が少ない地域には進出しない。会社は利益を追求してばかりで、保育士は大切にされない」。

もう、辞めるといふ選択肢しか残っていなかった。

委託費の弾力運用で削られる人件費

待機児童解消が国の目玉政策となり、急ピッチで保育園が作られている。そんな中、保育士確保のための処遇改善が行なわれているが、依然としてその効果は限定的だ。保育士の賃金はなぜ低いままなのか。本誌一〇月号で紹介したように、その大きな原因は、人件費を他に流用できる「委託費の弾力運用」といふ仕組みだ。

簡単におさらいしよう。保育所の運営費用である「委託費」は、市区町村を窓口として毎月各施設に支払われる。委託費は保育に必要な費用を積み上げて計算されており、国は、運営費のうち人件費が八割かかると想定して支給している。

にもかかわらず、都内の株式会社では人件費の実績が平均五割に留まっている。保育士が若くて賃金が低い、土地建物の費用にお金がかかるなど以外の理由で筆者が注目しているのは、事業拡大のための流用額が大きいのではないかとこのとだ。これを明らかにするため筆者は、都内の株式会社立の認可保育所三九八カ所の二〇一六年度の財務情報を検証した。株式会社全体を見ると、委託費収入の合計は三八八億六二〇〇万円、それに加えて都内では合計約二〇〇億円の自治体独自の処遇改善費や補助金が支給されている。言うまでもなく、委託費も補助金も、本来はその保育所で使うために

支給されるものだ。

人件費、事業費（給食材料費や保育材料費など）、管理費（職員
の福利厚生費や土地建物の賃借料、業務委託費など）はそれぞれの保
育所のために使われるが、検証してみると、それ以外に、全
体として二割が流用されている。その代表格が、「積立」と
「事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出」（以
下、区分間支出）である。

積立とは、将来の人件費、修繕、備品等購入の三つを目的とする。株式会社の場合は自治体との協議で、社会福祉法人は理事会の承認があれば他の目的に使用することができ、その多くが新規開設のための施設整備費というのが実態だ。区分間支出とは、本部や施設、事業をそれぞれ一つの区分として見立て、その区分間での資金の移動を指す。新規開設のための施設整備もここに含まれる。

三九八カ所の認可保育所全体の積立は約三四億円、区分間支出は約三一億円、その他支出が約一五億円。当期末支払い資産残高として手もとに残るのが約八七億円となった。ただし、積立を取り崩す、他の施設から資金を入れていくケースを差し引いた積立支出分は約二二億円、区分間支出分は約八億円、その他支出分は約一一億円となった。

積立の金額に上限は設けられおらず、同一法人が運営する保育所や子育て関連事業や介護施設などへの流用は、委託費の三カ月分もの額の範囲内で認められているのだが、いっ